**「登録確認機関（※）アカウント発行申請シート」への記入要領**

日本行政書士会連合会

（中小企業庁から示された申請方法を基にしています。）

**＜はじめに＞**

① 「確認事業者アカウント発行申請シート」（以下「申請シート」という。）のExcelファイルを開き、本紙に記載の説明事項とともに確認してください。

② 申請シートの①団体情報シートと②アカウント情報シートに予め記入してある4行分は、記入例です。

③ 各記載事項について理解が済んだら、4行分の記入例を削除し、必要事項を記入してください。

※従前の「事業確認機関」は、「登録確認機関」に表記が変更されております。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

**（１）申請シートへの記入と申請の単位**

申請シートへの必要事項の記入は**「事務所単位」**で行い、申請シートは以下の単位での提出となります。（個人開業の行政書士、行政書士法人の社員行政書士、使用人たる行政書士といった行政書士単位ではありません。）

① 個人開業の場合は、事務所の情報を申請シート（①団体情報、②アカウント情報）に記入し提出してください。

② 行政書士法人は、一法人につき一申請シート（①団体情報、②アカウント情報）に記入し提出してください。

・ 主たる事務所（本店）のみの行政書士法人は、その情報を記入してください。

・ 従たる事務所（支店）がある行政書士法人は、主たる事務所又は従たる事務所に所属する社員行政書士等の中から連絡窓口となる方一名を定め、登録確認機関として登録を希望する法人内の事務所をまとめて、主たる事務所の下欄に続けて記入し提出してください。

※ 同一法人内で複数の事務所から重複して申請シートを提出することの無いようご注意ください。

※ 法人内の事務所のうち、今般の事業確認事務を取り扱わない事務所がある場合、その事務所は申請シートに記入しないでください。

**（２）申請シート内 各シートへの記入と留意点**

・ 申請シートのExcelファイルを開き、下部にシートタブが３枚あることを確認してください。

・ 申請シート**「①団体情報」**、申請シート**「②アカウント情報」**に必要事項を記入してください。

・ **申請シート「-管理用-」には触れないでください。**

**＜申請シート「①団体情報」＞**

※ 1行目の黄色又は黄緑色セルで**「HP記載事項（必須）」「HP記載事項（任意）」**とある各列は、**登録確認機関一覧**として一時支援金事務局の**ホームページで一般向けに公表**されます。

【機関種別】＝**「その他機関」**を選択してください。

【確認事業者の種別】＝「行政書士」又は「行政書士法人」を選択してください。

【登録番号】＝個人開業事務所の場合は行政書士登録番号（8桁）を、行政書士法人の場合は事務所ごとの行政書士法人番号（7桁）を記入してください。

★行政書士法人の場合の注意点★

**一時支援金事務局から支払われる事務手数料は、登録番号ごとに支払われる予定**とのことです。事務手数料の受取りを事務所ごとではなく**一つの法人事務所にまとめることを希望する場合は、当該法人事務所の登録番号（行政書士法人番号）と同じ番号を、全ての事務所分に記入**してください。

【法人番号】＝登記上の法人番号（13桁）を指します。行政書士法人の場合は記載する全ての事務所に同一の法人番号を記入してください。

【代表者氏名】＝行政書士法人の場合、主たる事務所、従たる事務所にかかわらず、行政書士法人の代表者を記入してください。

【連絡窓口の担当者部署、氏名】＝一時支援金事務局との連絡窓口になる担当者の氏名を記入してください。行政書士法人で、登録確認機関に登録する事務所が複数ある場合であっても、連絡窓口になる担当者は一名に定め、全ての事務所の分について同一の氏名を記入してください。

【連絡窓口の担当者の電話番号】【連絡窓口の担当者のメールアドレス】＝一時支援金事務局との連絡窓口に使用する電話番号・メールアドレスを記入してください。行政書士法人で、登録確認機関に登録する事務所が複数ある場合であっても、連絡窓口に使用する電話番号・メールアドレスは一つに定め、全ての事務所の分について同一の電話番号・メールアドレスを記入してください。

【申請者受付電話番号】【申請者受付メールアドレス】＝ここに記入する電話番号・メールアドレスは、登録確認機関一覧として一時支援金事務局のホームページで一般向けに公表されます。一時支援金申請希望者はこの項目に記載されている電話番号・メールアドレスに連絡することとなります。行政書士法人で複数の事務所を登録確認機関に登録する場合、事務所ごとに、実際に一時支援金申請希望者からの連絡を受け付ける電話番号・メールアドレスを記入してください。

【会員・顧問先・融資先等以外の事業者に対する積極的な対応】＝**極力「○」としていただくようお願いします。**

**＜申請シート「②アカウント情報」＞**

※この申請シートに記載された行ごとにアカウントが発行されます。

【登録番号】＝申請シート「①団体情報」の「登録番号」欄に記入した情報を、そのまま記入してください。

【法人名又は支店名】＝申請シート「①団体情報」の「法人・支店名」欄に記入した情報を、そのまま記入してください。

【メールアドレス】＝申請シート「①団体情報」の「連絡窓口の担当者のメールアドレス」欄に記入した情報を、そのまま記入してください。

**（３）その他**

① 本申請シートを提出後、順次、一時支援金事務局（デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社：中小企業庁委託先）にて確認が行われ、**申請シート「②アカウント情報」に記載された行ごとにアカウントが発行**されます。発行されたアカウントについては　、申請シート「①団体情報」に記載の**「連絡窓口担当者メールアドレス」に、一時支援金事務局から一括して送付**されます。

② 個人開業事務所や行政書士法人の事務所において、**使用人行政書士や複数の社員行政書士が所属していても、同じアカウントで、同時に複数者がログインして事業確認を行うことができます。**（ただし、システム上、誰が事業確認を行ったかまでは確認することはできません。）